指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名:　　川北電気工業株式会社
　　法人番号:　　1180001035290
　　住　　所:　　愛知県名古屋市中区栄4丁目6番25号

2. 指名停止措置期間:　　令和8年10月23日から令和8年11月22日まで(1ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲:　　中部地方測量部管内

4. 事実概要:

川北電気工業株式会社が二次下請として受注の準備を進めていた愛知県大府市における空調機増設工事の見積前の現地調査において、令和7年8月25日、分電盤内の電流測定作業を実施していた同社作業員が何らかの原因で充電電路部に触れたことで感電し死亡する事故が発生した。

この件について、危険を防止するために必要な措置を講じず、作業員を死亡させたとして、令和8年4月10日、半田簡易裁判所から、同社に対し労働安全衛生法違反により罰金30万円、同社社員1名に対し労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により罰金30万円の略式命令が下され、それぞれの刑が確定している。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である川北電気工業株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領　別表第2＞

措　置　要　領	期　間
1～14　略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16　略	略

(問合せ先)
〒305-0811　茨城県つくば市北郷1番
国土交通省　国土地理院
総務部契約課長　　澤　畠　圧　志　電話　029-864-4385　(直通)
総務部契約管理官　　髙　瀬　昌　宏　電話　029-864-6870　(直通)